

フランスの個人向けマイクロクレジット

—2020年以降の動向を中心に—

常務取締役 重頭ユカリ

〔要 旨〕

フランスのマイクロクレジットは、貸付の前後に伴走支援を行うことと、国が設立した保証基金が貸付額の50%を保証することによって、失業者を含む生活困窮者への貸付を可能にしている。2021年には議会で調査団が組織化され、マイクロクレジットのさらなる発展のために実態調査のうえで提言がまとめられ、それに基づいて限度額や融資期間の引上げが行われた。

マイクロクレジットは金融の一部で返済が必要な融資であるというスタンスは、コロナ禍でも一貫していたようである。近年では、個人向けマイクロクレジットの主な借入目的である中古車の価格高騰により借入額が増加しており、失業者等の借入が困難になり、借り手がワーキングプア中心になってきている様子がうかがわれる。

目 次

はじめに

1 フランスの個人向けマイクロクレジット

- (1) 概要
- (2) 経緯
- (3) 仕組み
- (4) 伴走機関
- (5) 協同組合銀行の取組み

- (2) 議会報告書による提言を受けた融資限度額引上げ

- (3) 個人向けマイクロクレジットの実績
- (4) 個人向けマイクロクレジットの利用者に関する報告書

- (5) 小括

おわりに

2 2020年からの展開

- (1) FCS運営機関の変更

はじめに

フランスのマイクロクレジットは、貸付の前後に伴走支援を行うことと、国が設立した保証基金が貸付額の50%を保証することによって、生活困窮者への貸付を可能にしている。2005年にマイクロクレジットの制度が創設されてから20年が経過し、この間コロナ禍といった想定外の事態も発生した。本稿では、近年刊行された年次報告書等をもとに、個人向けマイクロクレジットの概要を振り返った後、20年以降の動向を中心にとりあげてみたい。

1 フランスの個人向けマイクロクレジット

(1) 概要

フランスでは、05年に国がマイクロクレジットの保証基金（Le Fonds de Cohésion Sociale（社会統合基金）、以下FCSという）を創設し、FCSが銀行や法律で認められたアソシエーションの貸付に対して50%を保

証する制度が確立した。貸付にあたっては社会支援サービスや専門団体からの助言や支援、いわゆる「伴走（Accompagnement）」が付随することが特徴である。

FCSの保証を受けられるマイクロクレジットには2つのタイプがあり、1つは生活困窮者が起業するための事業向けマイクロクレジット、もう1つは就業準備等を目的とする個人向けマイクロクレジットである。第1表に示すとおり、融資額の上限や期間などに違いがある。借り手としては、銀行からの融資を受けられない人々、つまり低所得者、最低所得保障制度（注1）の受給者、失業者が想定されている。

本稿では、主に20年以降の個人向けマイクロクレジットに焦点をあてるが、事業向けマイクロクレジットの詳細や個人向けマイクロクレジットの初期の状況については、重頭（2011）ないしは重頭（2016a）を参照されたい。

（注1）服部（2012）によれば、同制度は日本の生活保護制度における生活扶助に近いものである。

(2) 経緯

個人向けマイクロクレジットは、フラン

第1表 フランスのマイクロクレジットの概要

	個人向けマイクロクレジット MICROCREDIT PERSONNEL	事業向けマイクロクレジット MICROCREDIT PROFESSIONNEL 一般的、または自己資本的性質のもの
目的	申請者の社会的・職業的統合を促進し、就業を容易にすること。例、移動手段（車両の購入・修理）、研修、運転免許証の取得	従業員3人未満の企業の買収、設立
上限額	8,000ユーロ	17,000ユーロ
返済期間	最長7年	最長5年
その他	-	他の資金調達と組み合わせ可能

資料 BANQUE DE FRANCE (2024) p.17より作成

ス国内で生活困窮者向けに様々な支援を行うキリスト教系のアソシエーション「スクール・カトリック」が自ら保証基金を立ち上げ、銀行が貸し出すマイクロクレジットに対して保証を付けるという試行的な取組みを04年に行ったことがきっかけとなった。こうした取組みを参照して、国は05年にFCSを創設し、その運営を低所得者向け住宅やインフラ整備向けの貸付を行う公的金融機関である預金供託公庫に任せた。

06年には、フランス銀行にマイクロファイナンス観察所（L'Observatoire de la microfinance）が設置され、マイクロクレジットの普及を行った。同所は、マイクロクレジット、マイクロ保険、連帯／参加型ファイナンスを内容とするマイクロファイナンス年次報告書を08年版から刊行した。また、フランス銀行では、11年12月末から半年ごとにマイクロクレジットに関する統計データの収集を行っている。

その後13年の銀行法改正と貧困対策と社会的包摂のための複数年計画（Plan pluriannuel de lutte contre la pauvreté et pour l'inclusion sociale）により、フランス銀行総裁が議長を務める銀行包摂観察所（L'Observatoire de l'inclusion bancaire、以下OIBという）が設立された。OIBには、フランス銀行総裁、財務長官、社会統合局長、金融セクター諮問委員会委員長などのほか、主要金融機関の代表、貧困や排除と闘う団体や消費者団体の代表も入っており、前述のキリスト教系のアソシエーション「スクール・カトリック」からも参加している。

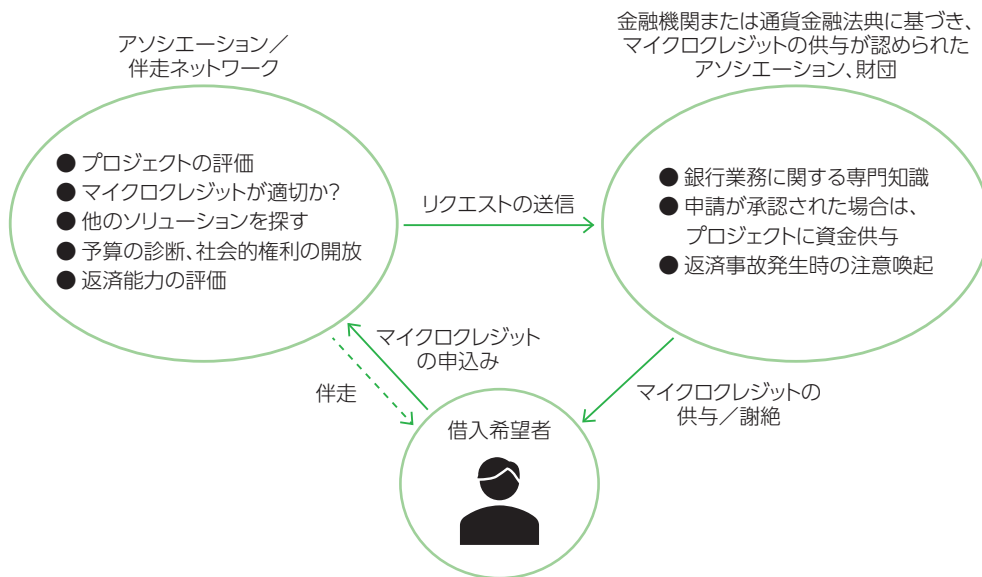
同所は、OIB年次報告書を14年版から刊行しており、そのなかにマイクロクレジットに関するデータも掲載されている。上述のマイクロファイナンス年次報告書は刊行されなくなりOIB年次報告書に吸収されたものとみられるが、マイクロファイナンスだけをとりあげていた時に比べると、報告書で紹介されるデータは少なくなっている。

（3）仕組み

フランス政府が行政手続き等について周知する公式ウェブサイト（注2）には、個人向けマイクロクレジットの借入手順についても説明されている。はじめに、借入を希望する人は、「銀行ではなく仲介役を務める社会支援サービスや専門団体等に連絡してください」と記載されている。社会支援サービスや専門団体等は、借入についてサポートを行う伴走機関であり、アソシエーションの形態をとることが多い。その伴走機関が希望者の状況をヒアリングしたうえでマイクロクレジットの借入が妥当かどうかを判断し、借入が妥当だと判断した場合は、申込書類の作成等のサポートを行う。伴走機関による事前審査に通った案件が金融機関に回され、金融機関による審査が行われ、承認されれば貸付が行われる。この流れを示したのが、第1図である。

なお、伴走機関の事前審査を通った案件のうち、どの程度が実際に借入に結びつくのかについては、後で紹介するサヴォア県の22年実績では135件中76件（56.3%）、オート・サヴォア県では167件中87件（52.1%）

第1図 マイクロクレジットのスキーム



資料 BANQUE DE FRANCE (2024) p.17

(注) アソシエーション／伴走ネットワークの役割としては、事業向けマイクロクレジット向けとして経営者サポートも記載されている。

であった（注3）。

貸付が行われた後も必要があれば伴走機関は借入者のサポートを行う。しかし、筆者がかつてヒアリングをした際には、貸付後のサポートは、返済が滞るなど特別な問題があったり、借入者の方からサポートを求めてくるようなことがあったりする場合が中心のようであった。

それについては、何の問題も生じていない場合には、借り手側が一般の借入者と同様に扱われることを好むことも1つの要因とヒアリング先の伴走機関は指摘した。また、後述する個人向けマイクロクレジットの利用者に関する報告書Ducourant & Laurence (2024) では、何か問題が生じたらすぐに連絡するよう声をかけられていた借入者の例が紹介されており、伴走機関が貸付後のサポートに消極的というよりは、

借入者からの求めに応じてサポートを行っていると思われる。

同報告書を読むと、借り手のなかにはマイクロクレジットの借入前から伴走機関による借入以外のサポートを受けた経験がある人もおり、そういう人は伴走機関からマイクロクレジットを紹介されている。一方、自ら情報を集めてマイクロクレジットの借入を行うケースもあり、その一助となるようにフランス銀行のウェブサイトでは、どの伴走機関に相談に行くことができるか、地域別に窓口をリストアップして紹介している（注4）。上述のフランス政府が行政手続き等について周知する公式ウェブサイトにも、フランス銀行が支援窓口をリストアップしたページへのリンクが貼られている。

（注2） <https://www.service-public.gouv.fr/>

particuliers/vosdroits/F21375

(2025年10月27日最終アクセス)

(注3) BANQUE DE FRANCE (2023) p.21

(注4) <https://www.banque-france.fr/fr/a-votre-service/particuliers/annuaire-microcredit>

(2025年10月27日最終アクセス)

(4) 伴走機関

22年版のOIB年次報告書には、マイクロクレジットの伴走機関として、以下のような組織が挙げられている。

地域社会福祉センターCCAS。家族支援団体であるUdafやFamilles Ruralesなど。困難な状況にある人を支援するアソシエーションであるスクール・カトリックやEmmaüs、Crésus（債務超過に関する地域相談室）、CLCV（消費・住宅・生活環境に関するアソシエーション）など。また、伴走を行いつつ自ら貸付を行う組織として、AdieやCréa-Solを紹介している。これらは、マイクロクレジットのプレーヤーとして全国的なネットワークを持つ組織の一例であり、これら以外にも地域に密着して活動を行う多数の伴走機関がある。

松田（2006）によれば、CCASは市町村からの補助金や一般からの寄付を財源とする市町村レベルの独立行政法人であり、老人ホームなどの施設運営やホームヘルプサービスの提供などを行っている。こうした公的な性格を帯びた組織に加え、スクール・カトリックのような民間のアソシエーションなどが伴走機関としての役割を担い、金融機関と連携をとりながら貸付を行うのがフランスのマイクロクレジットの特徴である。

23年版のOIB年次報告書では、こうしたプレーヤーたちが協調するため、個人向けマイクロクレジットのプラットフォームを地域で組成していることを紹介している。フランスの本土と周辺の高島部には96の県があるが、そのうち約50の県にプラットフォームがある。紹介されているケースはサヴォア県についてであり、県議会とFCSを運営していた預金供託公庫の働きかけでプラットフォームの実験が始まり、15年からフランス・アクティブが運営を受託することとなった。その後18年からは隣接するオート・サヴォア県もカバーするようになった。このプラットフォームには、スクール・カトリック、CCAS、Crésus、Adieやその他の伴走機関が参加しており、年に2回会合を開催している。運営機関であるフランス・アクティブは、マイクロクレジットについて説明するリーフレットを作成し、地元のソーシャルワーカーに制度を説明するなどしてマイクロクレジットの認知度を高めようとしている。

プラットフォームに参加しているメンバーは、マイクロクレジットの伴走に習熟した機関で、それ以外の経験の少ない伴走機関に対して申請に関する助言を行ったり、借入ができなかった場合にその他の解決策を検討するなども行ったりしているようである。借入の申請手続きを標準化するために、両県では標準化された申請書を導入している。借入申請書は、プラットフォーム経由で金融機関に送ることもできるが、習熟している伴走機関などは直接金融機関に送

っている。

(5) 協同組合銀行の取組み

金融機関別のマイクロクレジットの貸出件数については、筆者は13年までしか把握できていない。当時は、ケス・デパルニュ（貯蓄銀行）、クレディ・コーペラティブ、クレディ・ミュチュエル、クレディ・アグリコルといった協同組合銀行や、マイクロクレジット専門機関であるAdie、市町村信用金庫、ラ・バンク・ポスタルなどで件数が多く、BNPパリバグループなどの商業銀行にも融資実績があった。

協同組合銀行のなかでは、ケス・デパルニュ、クレディ・ミュチュエル、クレディ・アグリコルはマイクロクレジットの貸付を行うだけでなく、伴走を行う窓口の設置も行っている。そうした取組みについては、重頭（2016b）（2013）に詳細を記している。

クレディ・アグリコルの取組みを簡単に説明すると以下のとおりである。クレディ・アグリコルの地方レベルの組織に該当するノール・エスト地方金庫は、失業、離婚、病気、配偶者との死別などによって生活面・経済面で問題を抱える人を放置したままでは地域の発展はないとの考えから、それらの人々の相談に乗るための窓口を97年に設立した。その後、他の地方金庫でも同様の取組みを行うケースが出てきたため、全国連合会FNCAが生活困窮者の相談対応を行う仕組みをモデル化し、窓口の名称をノール・エスト地方金庫にならって「ポワン・パスレル（架け橋の場）」とした。運

営方法は地方金庫によって様々であるが、25年時点で39の地方金庫のうち35金庫が92か所のポワン・パスレルを設置している（注5）。

電気やガスなどの公共料金や家賃を滞納している人がポワン・パスレルに相談に来ると、アドバイザーは企業や大家にかけあって分割返済できるようにしたり、公的機関や民間支援団体から何らかの支援が受けられないかをチェックして、申請の手助けをしたりする。切羽詰まっている人には食料支援団体を紹介したり、職探しを手伝ったりもする。家計管理が苦手な人には一定期間ボランティアが伴走して、家計簿を一緒につけて管理を手助けしたりもする。生活全般の困りごとに対応しているが、相談者から悩みを聞くなかで必要であれば負債整理の法的手続きを手伝ったり、マイクロクレジットの借入をサポートしたりすることもある。つまり、ポワン・パスレルの支援の一部として、マイクロクレジットの貸出の伴走支援が行われている。

ポワン・パスレルの運営には、クレディ・アグリコルの職員だけでなく、退職した職員やボランティアが関わることが多く、140名以上の専任のアドバイザーと700名以上のボランティアの伴走者がいる。24年の1年間では13,659人、97年の創設から24年までには累計23.6万人に支援を行った。この数はマイクロクレジットの伴走支援だけでなく、上述の様々な支援を行った人の数である。

（注5）実績はクレディ・アグリコルのウェブサイトによる。

<https://www.creditagricole.info/dossier/>

2 2020年からの展開

ここまで、個人向けマイクロクレジットの仕組みを紹介してきたが、制度が始まってから時間が経過するなかで、個人向けマイクロクレジットをめぐる情勢や制度そのものにも変化が生じている。ここでは、20年からの変化に焦点をあててみたい。

(1) FCS運営機関の変更

20年1月1日からFCSの運営は、預金供託公庫から、起業向けに融資等を行う公的金融機関Bpifranceに移管された。Bpifranceは、起業家支援によりフランスの経済の成長を促進することを目標に掲げており、融資だけでなく、起業家のためのコーチングやアクセラレータプログラムなどもワンストップで行っている。同行は、預金供託公庫の子会社を含む既存の公的な金融機関を整理統合して13年に設立されており、現在は同行の株式の49.18%を預金供託公庫が保有する関係にある。預金供託公庫からBpifranceにFCSの運営が移管されたのは、起業に関連する施策を単一の金融機関にまとめることが目的であった。

(2) 議会報告書による提言を受けた融資 限度額引上げ

21年10月に、国会の下院にあたる国民議会のシャサン議員が、『過剰債務とマイク

ロクレジットの発展に関する国会のミッション』と題する報告書（注6）を政府に提出した。この報告書は、当時のカステックス首相がシャサン議員に対して、過剰債務の防止とマイクロクレジットの発展に関する調査を委託し、これらに関する政策を提言するように求めたことに対応したものである。21年4月から7月の間に議会の調査団による作業が行われ、銀行、消費者団体、学者、専門家など54の団体が聴聞会に出席し、報告書がとりまとめられた。

個人向けマイクロクレジットについての勧告のうち、主なものとしては、①年間のマイクロクレジットの融資額を増やすこと、②融資限度額と融資期間の引上げ、③若者や学生向けのマイクロクレジットの実験的導入、④融資申請プロセスのデジタル化のためデジタルプラットフォームの試験的実施を支援することなどが挙げられる。

1つ目に関しては、22年度予算からFCSに100万ユーロを追加的に計上することによって、個人向けマイクロクレジットの新規融資額を年間約1億ユーロに増やすことを提言している。既に18年の時点で、経済・財務大臣が23年までに個人向けと事業向けのマイクロクレジット合計残高を20億ユーロとする目標をたてていた。これは個人向けマイクロクレジットの年間の融資額を約1億ユーロ～1.2億ユーロに引き上げることを意味しており、この方針を再確認することが適切との提言であった。

2つ目の限度額と融資期間の引上げについては、調査団の調べによれば、5件に1

件（融資額の30%）が当時の融資額の上限にあたる5,000ユーロを借り入れていた。借り手の返済能力を調べた結果、期間を延長すれば上限を引き上げたとしても返済が可能な人がいることが分かったため、限度額と融資期間の引上げを提言するに至った。

上記報告書による提言を受け、22年2月の政令第2022-124号により、個人向けマイクロクレジットの上限額は5,000ユーロから8,000ユーロに、返済期間は5年から7年に引き上げられた。

(注6) Philippe Chassaing (2021) Mission parlementaire relative à la prévention du surendettement et au développement du microcrédit

(3) 個人向けマイクロクレジットの実績

ここで個人向けマイクロクレジットの近年の実績をみておきたい（第2表）。

個人向けマイクロクレジットの新規融資額は23年、24年度は前年に比べて増加しているのに対して、新規融資件数は拡大傾向にあるとはいえない。残高は一貫して増加傾向にある。22年版のOIB年次報告書によれば、主な資金用途である中古車の購入に関して、供給がひっ迫し入手困難となり手ごろな価格で見つけることが難しくなっ

ていることが新規融資件数の減少の要因である。一方で、中古車価格が高騰し1件あたりの借入額が増えているため、新規融資額も年末の残高も増えているとみられる。

また、23年版のOIB報告書は、個人向けマイクロクレジットに従事する機関では、制度の対象者が変化していることを目の当たりにしていると指摘している。つまり、最低所得保障制度による手当の受給者は、生活費が足りずもはやマイクロクレジットを利用することができなくなっている一方で、いわゆるワーキングプアがますますマイクロクレジットを利用するようになっていくということである。なお、毎年データが報告されているわけではないが、21年版のOIB年次報告書によれば、21年には最低所得保障制度による手当を受給している人が個人向けマイクロクレジットの借り手に占める割合は30%であった。

(4) 個人向けマイクロクレジットの利用者に関する報告書

OIBの学術評議会（Conseil scientifique）は、個人向けマイクロクレジットの利用に関する包括的な研究がなされていないという実態を踏まえ、社会学的観点からマイクロクレジットについて考察することを提案した。これを受けて、学術評議会のメンバーでもあるギュスターブ・エッフェル大学の社会学者デュクール氏らが、個人向けマイクロクレジットの借り手に関する調査を行った。

第2表 フランスの個人向けマイクロクレジットの推移

(単位 百万ユーロ、件)

	2019	20	21	22	23	24
新規融資額	59	62	70	69	79	81
新規融資件数	19,179	18,702	21,357	19,572	19,995	19,523
融資残高(年末)	91	93	102	111	125	139

資料 Banque de France, 'OBSERVATOIRE DE L'INCLUSION BANCAIRE RAPPORT ANNUEL' 各年版

フランス銀行はマイクロクレジットによって達成された模範的なプロジェクトを示すために、個人向けマイクロクレジット賞を毎年選定している。23年の同賞に応募した人を対象に、ギュスターブ・エッフェル大学の学生たちが電話でインタビューを行い、42人の回答結果をまとめたのが『限られた予算での借金－個人向けマイクロクレジットの利用に関する分析』と題する報告書（注7）である。

借り手に対して、どの組織に申し込んだのか、どのぐらいの時間がかかったか、手続きは迅速だったか、資金使途、金額はどのように決めたのかなど共通した項目を電話で尋ねるという手法をとっているため、利用者の実情がどのようなものであるかを理解することができる。個人向けマイクロクレジットの主な資金使途が自動車の購入であることを踏まえ、報告書の第1章のタイトルは「モータリング・プアへの資金援助」となっている。報告書では、郊外や農村部に追いやられた低技能者は自動車への依存度が高く、雇用を得るための必須条件でさえあることから、英語圏ではモータリング・プア（自動車に依存する貧困層）と呼ばれることが紹介されている。報告書では、マイクロクレジットを借りて自動車を購入できたことで、職に就くことができたエピソードが語られている。

一方で、個人向けマイクロクレジットの借入者が購入した自動車は、かなり低価格で古く走行距離が長い、ガソリンやディーゼルエンジンの中古車であることが

分かった。そのため、たびたび故障が発生したり走行不能になったりするようであり、使えなくなった車のために返済を続けているという人もなかにはいた。しかし、自動車を購入した35人のうち26人は車両に満足していると回答しており、その要因として報告書は、調査対象者は一般的に自動車に対する要求水準が低い印象があることを挙げている。結論部分では、電気自動車などのクリーンな自動車の現在の価格とマイクロクレジットの融資額が釣り合っていないことを課題として挙げ、自動車リースとマイクロクレジットの組合せを検討することについても言及している。

（注7） Ducourant & Laurence (2024)
S'endetter avec un budget contraint-
Analyse du recours au microcrédit
personnel

（5）小括

議会報告書やOIB年次報告書では、個人向けマイクロクレジットの意義が確認されており、制度の認知度を一層高めることの必要性が強調されている。実際に融資限度額や融資期間の引上げが行われ、融資残高は増加傾向にある。

一方で、制度や運営に関して課題もあるようである。1つは、県に設置された個人向けマイクロクレジットのプラットフォームに対して預金供託公庫が出していた補助金を25年までに終了するとしたことが、マイクロクレジットの発展に影響を与える可能性があることである。前述のとおり、23年版のOIB年次報告書が紹介したサヴォア県

とオート・サヴォア県のプラットフォームの担当者は、財源不足となれば、個人向けマイクロクレジットの業務に割く時間を減らさざるを得ず、両県の個人向けマイクロクレジットのさらなる発展が難しくなる可能性を指摘している。

マイクロクレジットの鍵となるのは、伴走機関による借り手に関する事前の審査と、何か問題が生じた時のフォローアップであり、ネットワークは伴走機関の活動の活発化に貢献していると考えられる。こうした役割についてマイクロクレジットを促進するフランス銀行のOIBが認めているようでありながら、予算が削減される理由については、今後詳細を調べてみたい。

2つ目は、自動車価格の高騰に関連する問題である。フランスでは、都市圏で走行する車両には排出ガスのレベルについてフロントガラスにシールを貼り、それに応じて乗り入れを規制する制度が導入されるなど、環境規制が厳しくなっている。適合する車両への買換えに対する補助金もあるものの、中古車を含めて自動車価格の高騰が進んでおり、マイクロクレジットの借り手となるような層が手ごろな価格で自動車を購入することが難しくなっている。融資限度額と融資期間の引上げは行われたが、前述のとおり結果として、失業者が資金を借り入れることは困難になり、借り手はワーキングプア中心になっているとみられる。マイクロクレジットすら借り入れられず、職に就くための自動車の購入が困難な人が増えている可能性もある。

おわりに

ここまでフランスの個人向けマイクロクレジットについて、制度の特徴と最近の動向について、いくつかの報告書を中心にまとめてきた。最後に全体を総括することによって、おわりにかきたい。

1つは制度運営についてである。第1図で示したとおり、個人向けマイクロクレジットを申し込むにあたっては、まず伴走機関に相談に行く。借入が妥当だと判断されれば伴走機関経由で金融機関等に借入の申込みを行い、借入にはFCSの保証が付くという仕組みになっている。つまり、国、金融機関、伴走を担うアソシエーション等の三者が連携することによって、一般的には金融機関からの借入が困難な失業者やワーキングプアへの融資が可能になっている。伴走機関には公的機関も含まれるが、多数のボランティアを抱える民間のアソシエーションも活発に活動しており、マイクロクレジットの借入以外に様々な支援を提供しているのも特徴である。公的機関だけ、金融機関だけではなく、様々な組織がボランティアの力も活用しながら制度を運営している。

2つめは、マイクロクレジットの位置づけについてである。マイクロクレジットの促進を図っているのがフランス銀行内に設置されたOIB（銀行包摂観察所）であることから分かるとおり、マイクロクレジットはあくまでも金融の一部である。経済的に困窮

している人を金融包摂することを目指してはいるものの、福祉的な位置づけはなされていないようである。金融機関がマイクロクレジットを紹介するウェブサイトには、「ローンは返済義務を伴う契約です。お申込み前に、ご自身の返済能力をご確認ください」という確認事項が示され、あくまで貸出の一種として提示されている。先に示した2つの県では、伴走機関が事前審査をしたうえで金融機関に送った申請のうち50%程度しか融資に至っておらず、返済能力の見極めはかなり厳しく行われているとみられる。つまり不測の事態は想定しつつも、返済が求められる資金だという共通認識があり、それはコロナ禍においても変化はなかったようである。

実績をみると、コロナ禍において個人向けマイクロクレジットの融資件数が増えた様子はみられず、OIBの年次報告書でもコロナ禍と関連づけた説明はみられなかった。利用者に関する報告書では、コロナ禍で収入が不安定になることを見越して何か問題が生じたらすぐに連絡するようにと伴走機関から声をかけられた借入者のケースが示されており、借り手に対する柔軟な対応はあったとみられるが、コロナ禍での収入減に対する対応として貸付を増やすことはなかったようである。

以上のことから、マイクロクレジットはあくまで貸付の一種であるものの、運営に関しては様々な主体が連携・協力していること、主な資金用途である中古車価格の高騰で、融資上限額、融資期間の引上げが

行われたが、それによって借り手のプロフィールが変化していることが明らかになった。

<参考文献>

- ・重頭ユカリ (2016a) 「フランスにおけるマイクロクレジット——事業向けマイクロクレジットと個人向けマイクロクレジットの実態——」、佐藤順子編著『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』ミネルヴァ書房
- ・重頭ユカリ (2016b) 「フランスの協同組合銀行における生活困窮者支援の取組み——クレディ・アグリコルのポワン・パスレルを中心に——」、佐藤順子編著『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』ミネルヴァ書房
- ・重頭ユカリ (2013) 「フランスの協同組合銀行の生活困窮者への相談対応——クレディ・アグリコルのポワン・パスレルを中心に——」農林金融12月号、2～6頁
- ・重頭ユカリ (2011) 「フランスの起業向けマイクロクレジット——マイクロクレジット機関Adieを中心に——」農林金融4月号、2～6頁
- ・服部有希 (2012) 「フランスにおける最低所得保障制度改革——活動的連帯所得手当RSAの概要——」外国の立法253
- ・松田晋哉 (2006) 「フランスにおける医療と介護の機能分担と連携」海外社会保障研究 Autumn No.156
- ・H. Ducourant & L. Laurence (2024) *S'endetter avec un budget contraint-Analyse du recours au microcrédit personnel*. Université Gustave Eiffel.
- ・P. Chassaing (2021) *Mission parlementaire relative à la prévention du surendettement et au développement du microcrédit*
- ・BANQUE DE FRANCE (2021) OBSERVATOIRE DE L'INCLUSION BANCAIRE RAPPORT ANNUEL 2021
- ・BANQUE DE FRANCE (2022) OBSERVATOIRE DE L'INCLUSION BANCAIRE RAPPORT ANNUEL 2022
- ・BANQUE DE FRANCE (2023) OBSERVATOIRE DE L'INCLUSION BANCAIRE RAPPORT ANNUEL 2023
- ・BANQUE DE FRANCE (2024) OBSERVATOIRE DE L'INCLUSION BANCAIRE RAPPORT ANNUEL 2024

(しげとう ゆかり)